

入学者選抜試験における合理的配慮について

東京富士大学では、心身の障がいや疾病、その他の心身の機能の状況により、受験に際して配慮を必要とする入学志願者に対し、合理的配慮の提供に努めております。

本学は、障がい等に起因する不利益を軽減し、受験機会の公平性を確保する観点から、受験上の配慮に関する相談を随時受けつけております。これにより、入学者選抜の可否に影響が生じることはありません。

受験時の配慮を希望される場合には、出願開始日の1ヵ月前までに入試広報課へご相談ください。入学志願者一人ひとりの状況に応じて検討いたしますが、ご相談内容によっては、ご希望に沿った対応が難しい場合もありますので、あらかじめご了承ください。

【必要となる証明書類等について】

相談にあたっては、本学所定の「入学者選抜試験における受験上の配慮希望申請書」をご提出いただきます。あわせて、医師の診断書（原本）、または、障害者手帳の写しを提出してください。また、大学入試センターから「受験上の配慮決定通知書」の交付を受けている場合や、高等学校等における支援状況に関する資料がある場合には、その写しもあわせてご提出ください。

なお、提出された申請書類一式は、本学において複数の入学者選抜試験を受験する際にも使用することができます。

出願後に、不慮の事故による負傷や急な疾病等により、受験時に特別な配慮または措置を希望する場合、あるいは受験が困難となる事態が生じた場合には、速やかに入試広報課へお知らせください。

【申請方法】

- (1) 配慮申請は、「入学者選抜試験における受験上の配慮希望申請書」を作成の上、医師の診断書（原本）、または、障害者手帳のコピーを添付して、郵送にてご提出ください。

[入学者選抜試験における受験上の配慮希望申請書.docx](#)

送付先：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 3-8-1 東京富士大学 入試広報課

- (2) ご提出いただいた申請書類に基づいて、志願者本人および必要に応じて保護者を交え、本学で面談を行います。
- (3) 面談実施後、学内で審議を行ったうえで「受験上の配慮決定のお知らせ」をメールと郵送にて送付します。

提出された書類および個人情報については、受験上の合理的配慮の検討・実施に必要な範囲内でのみ利用し、適切に管理します。また、本学では、受験時の合理的配慮だけでなく、入学後の学修や学生生活において必要な支援についても相談を受けつけております。

【受験時の主な配慮について】

区 分	具 体 例
視覚	・ 出願書類の PC 作成または代筆の許可 ・ 試験会場内の誘導 ・ 別室受験または座席指定 ・ 拡大鏡の持参及び使用 ・ 拡大問題冊子及び拡大解答用紙の配付 ・ 試験時間の延長
聴覚	・ 補聴器等の装用及び操作 ・ 別室受験または座席指定 ・ 注意事項等の文書伝達 ・ 面接での筆談 ・ 面接時間の延長
肢体不自由	・ 出願書類の PC 作成または代筆の許可 ・ 車椅子、杖、装具等の持参及び使用 ・ 試験会場内の誘導 ・ 別室受験または座席指定 ・ トイレ付近の試験室を指定 ・ 拡大問題冊子及び拡大解答用紙の配付 ・ 試験時間の延長
その他	・ 別室受験または座席指定 ・ 注意事項等の文書提示 ・ 耳栓（電子式を除く）の持参及び使用 ・ 試験中の飲水・服薬 ・ 薬、水、ハンカチ等の机上常備